臨時福祉給付金を支給します

問い合わせ 社会健康課☎㊾２１５２

４月から消費税率が８％へ引き上げられたことにより、所得の低い方への負担を軽減するため、一時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。

給付対象者

平成26年１月１日に大竹市に住民票がある方のうち、平成26年度の市民税（均等割）が課税されない方

次の方などは対象外です

○市民税（均等割）が課税されている方の扶養親族（税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者および白色事業専従者）となっている方など

○生活保護制度の被保護者

※　平成26年度の市民税の課税については、６月に確定します。

給付額

給付対象者１人につき　１万円

給付対象者の中で以下に該当する方は５千円が加算されます。

○老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者の方

○児童扶養手当、特別障害者手当、原爆被爆者諸手当の受給者の方

申請手続き

７月以降、受給の可能性がある世帯に対し、申請書用紙を送付する予定です。申請書を郵送により大竹市に提出してください。審査の上、支給決定となれば、指定された口座に世帯分の給付金を振り込みます。

振り込め詐欺にご注意ください

臨時福祉給付金に関して、市や厚生労働省などがＡＴＭ（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。また、手数料などの振り込みを求めることもありません。不審な電話や郵便があったときは、社会健康課までご連絡ください。

質　問	回　答
臨時福祉給付金は毎月支給されるのですか。	臨時福祉給付金は１回限りの支給です。
臨時福祉給付金はいつごろ受けとることができますか。	大竹市では支給対象と思われる世帯に７月以降、申請書を郵送します。審査の上、支給することとしており、現時点では８月以降の支給に向けて準備中です。
臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金は両方もらえるのですか。	子育て世帯臨時特例給付金は対象児童が臨時福祉給付金の支給対象でない児童について支給することとなっており、いずれか一方の給付金だけ受け取ることができます。
基準日（平成26年１月１日）以降に生まれた子は支給対象になりますか。	基準日の翌日（平成26年１月２日）以降に生まれた方は対象になりません。
基準日（平成26年１月１日）以降に死亡した場合は支給対象になりますか。	基準日（平成26年１月１日）以降から、支給が決定される前の間に死亡された方は対象になりません。
DV被害のため、住民票を移さず大竹市で生活しています。 大竹市で臨時福祉給付金を受け取ることはできますか。	臨時福祉給付金は原則、基準日（平成26年１月１日）時点の住民票所在市町村から支給されますが、DV被害者は居住地に住民票を移していなくても、一定の要件を満たせば、事前に申し出を行っていただくことにより、居住地で給付金を受け取ることができます。ただし、申し出を行ったときに、配偶者などが既に代理申請を行っている場合は、申出者への支給ができない場合があります。 要件や手続きなどについては、社会健康課までお問い合わせください。

子育て世帯臨時特例給付金

問い合わせ 福祉課☎㊾２１４８

消費税率の引き上げによる、子育て世帯の影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

申請受付開始時期などについては、決まり次第、市広報や市ホームページなどでお知らせします。

支給対象者

平成 26 年１月１日に大竹市に住民票がある方のうち、平成 26 年１月分の児童手当（特例給付を含む）の受給者であって、その平成 25 年中の所得が児童手当の所得制限額に満たない方

対象児童

支給対象者の平成 26 年１月分の児童手当（特例給付を含む）の対象となる児童を基本とします。

※　臨時福祉給付金の対象者および生活保護の被保護者などは対象外です。

支給額

対象児童１人につき　１万円

※　給付は１回限りです。また、１人の対象児童につき、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の両方を受給することはできません。両方の受給資格がある場合は、臨時福祉給付金が優先されます。

申請手続き

給付金を受け取るためには、申請が必要です。

平成 26 年１月分児童手当を大竹市から受給しており、子育て世帯臨時特例給付金の支給対象の可能性がある方に対し、７月以降に申請書などを送付する予定です。申請書を郵送により大竹市に提出してください。

申請受付後に、児童手当の受給状況、平成 25 年の所得、臨時福祉給付金の受給資格などについて審査の上、支給を行います。

※　平成 26 年１月２日以降に転入した方は、同月１日に住民票があった市区町村が申請先になります。ご注意ください。

公務員の方について

公務員であり職場から児童手当を受給している方も、子育て世帯臨時特例給付金については、平成 26 年１月１日に住民票があった市区町村で申請を受け付け、支給します。公務員の方は、職場から「申請書（公務員用）」や「児童手当受給状況証明書」が交付されるので、申請受付開始時期まで大切に保管してください。

ＤＶ被害者の方について

配偶者からの暴力を理由に、他の市区町村から大竹市内に避難している方は、ご相談ください。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金フローチャート

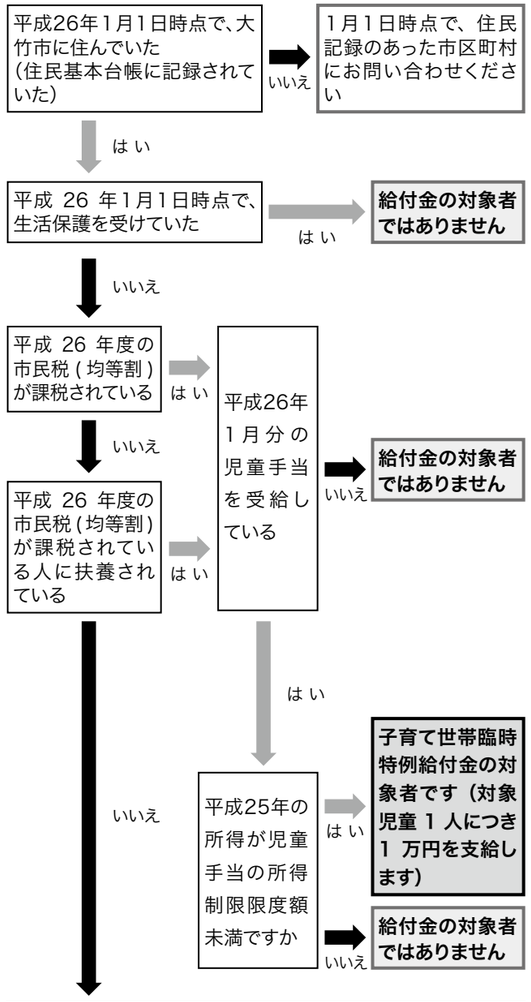

臨時福祉給付金の給付対象です（１人につき１万円を給付します）

次に該当する方は、５千円が加算されます

○老齢基礎年金、障害者基礎年金、遺族基礎年金などを受給している方

○児童扶養手当を受給している方

○特別児童扶養手当を受給している方

扶養者が受給者となるので、複数の児童がいても加算額は５千円となります

○障害児福祉手当、特別障害者手当を受給している方

○原爆諸手当を受給している方

○福祉手当（経過的福祉手当）を受給している方

など

※　臨時福祉給付金の審査で確認する「扶養」とは、生計を一にする親族のことを言い、確定申告書や市民税申告書、源泉徴収票などに記載されている方を言います。

※　このフローチャートはおおまかな目安として示すものです。